

大川小学校津波被災高裁判決を活用した教員養成段階における 学校安全の教育に関する研究

蜂須賀 洋 一*

(令和3年8月31日受付；令和3年11月24日受理)

要 旨

本研究は、教員養成段階における学校安全の授業プログラムを開発することを念頭に置きながら、大川小津波被災高裁判決を検討し、学生の学校安全に係る資質・能力の育成と関連する構成要素を明らかにした。

具体的には主に以下の3点である。①公教育制度を成立させる中心的・根源的義務である学校保健安全法を根拠とした「安全確保義務」の意義や内容等についての理解。②安全確保義務を果たすために学校・教職員と教育委員会の「組織として対応する義務」や、公立学校の教職員や教育委員会の責務についての理解。③組織的体制で対応する中で、それぞれ独自の立場で危険を予測し、必要な措置を具体的に講じる必要性の理解である。

KEY WORDS

学校安全 安全確保義務 津波訴訟判決 教員養成段階 判決書教材

1 はじめに

児童生徒の安全で安心な環境を確保することは、学校教育では最優先に求められていることである。近年、地震や豪雨等、自然災害における状況の変化や、犯罪等の社会的な情勢の変化に加え、スマートフォンの利用のトラブルなど新たな課題が次々と顕在化し、学校安全は、児童生徒の生命、身体、財産を守る上で重要な課題となっている。

2008年、学校安全に関わる条項を独立させた学校保健安全法の成立以降、学校現場では、学校安全の充実を目指してきた。しかしながら、2011年の東日本大震災による多くの児童生徒の犠牲は、ここまで進めてきた学校安全の在り方を改めて考える機会となった。『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省、2019）によると、学校安全は、「児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること」を目的としている。具体的には、安全に関する資質・能力の育成を目指す「安全教育」と安全を確保する環境を整える「安全管理」、両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」の3つの主要な活動から構成されている。そして、学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要があるとしている⁽¹⁾。

このような学校安全の対応に向けて、国の施策の一つとして、教職員の資質・能力の向上や、教員養成の充実を掲げている。2014年、「学校における安全教育の充実について（審議のまとめ）」（中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会）では、教員養成段階における学校安全の扱いについて「たとえ新任教員であっても赴任したその日から、学校管理下における児童生徒等の安全を確保する義務が生ずる」として、「教員の養成・研修の各段階でどのような形で学校安全について取り扱うかについて、国の教員養成全体の議論の中で更なる検討が必要」と指摘している。2015年、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」（中央教育審議会）では「東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養（知識・技能等）を備えておくこと」を提唱している。2017年、「第2次学校安全の推進に関する計画」（閣議決定）では「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指す」とし、学校安全推進の方策として、「学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実」等を掲げている。特に、教員養成に関しては、2016年の教育職員免許法の改正及び2017年の同法施行規則の改正により、2019年度から教職課程で履修すべき事項（必修事項）として「学校安全への対応」等の内容が新たに盛り込まれ、マスコミ等でも話題になった⁽²⁾。

*学校教育学系

2019年、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校津波事故訴訟に関して、校長等や教育委員会の過失を認める判決が確定したことを踏まえ、文部科学省は、学校防災体制の強化や実践的な防災教育を求める通知を发出している⁽³⁾。そして、2020年、文部科学省は、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』等をベースに、教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を紹介した「教職員のための学校安全e-ラーニング」を作成し、本教材を用いた学習を通じて、安全教育・安全管理に役立てるよう促している⁽⁴⁾。

大川小津波事故に関しては、事故検証委員会が「この事故は決して大川小学校のみの特殊なものではなく、このままでは日本国内のどの学校でもまた起こり得る事故である。だからこそ、そこからの教訓を最大限に引き出して今後の防災対策につなげていくことが、失われた命に報いることとなるだろう」⁽⁵⁾と述べているように、津波事故を教訓として学校安全・防災教育等に活かす取組が見られるようになった。

このように、国は、学校安全への対応をめぐり様々な取組を施し、その中で特に教職員の「学校安全に関する知識や技能」等の資質について教員養成段階から育成することを推進しているが、根岸（2014）や澤・小野（2019）らが指摘するように、教員養成段階としての「必要最低限の基礎的な知識や技能」を確立することや「指導法の学習」及び「具体的なプログラムの開発」等は、学校安全への対応が必修項目となった現在、喫緊の課題となっている⁽⁶⁾。

そこで、本論では、教員養成段階における学校安全の授業プログラムを開発することを念頭に置きながら、学校安全・防災教育等の在り方を考える上で有意義と称される石巻市立大川小学校児童津波被災国家賠償訴訟高裁判決（以下大川小津波被災高裁判決）の判決書を検討し、教員を目指す学生の「学校安全への対応」に係る資質・能力の育成とどのように関連するのか、その構成要素を明らかにすることを目的とする。

2 先行研究

2.1 教員養成段階における学校安全に関する研究

ここでは、教員養成段階における学校安全に関する研究を検討する。戸田ら（2014）は、教員養成課程の学生及び現職教員を対象とした調査結果から、安全に関する意識やニーズを明らかにし、教員養成課程における安全教育の内容及び効果的な指導方法等について考察を加えている。その中で、現職教員、学生ともに安全教育の必要性を肯定的に捉えていること、学生は、教員養成課程で必要な安全教育の内容として「地震などの防災」「学校（園）生活や教育活動での安全」に集中してあげていること、効果的な指導方法については、現職教員と学生の認識に差があること等を明らかにしている。そして、学習内容に適した指導方法の創意工夫や、安全教育で目指す学習効果の測定と評価、科学的な知見を取り入れた効果的な指導方法の改善等を課題としてあげている⁽⁷⁾。根岸（2014）は、国立大学教員養成学部での学校安全に関する教育の取組状況についてシラバス等を用いて検討している。その中で、学校安全に関する授業は、保健体育教諭及び養護教諭の免許取得者のための科目や、怪我の危険性が高い実技教科の科目の中で実施されていることを明らかにしている。また、学校安全に関して包括的に取り上げている科目を設置している大学は少ないことを指摘するとともに、「事件や事故が起こってしまったあと、被害を拡大させないためには、教員一人一人に行動力や想像力、判断力が問われる」とし、「養護教諭や保健体育教諭を目指す学生のみならず、教員を目指す全学生に学校安全を学ぶ機会を提供することが重要である」と提唱している⁽⁸⁾。熊丸（2018）は、中央教育審議会（2015、前掲）で示された教職課程カリキュラムに追加された内容「学校安全への対応」を踏まえ、教員養成段階の学生の学校安全・危機管理を学ぶ機会やその内容について国立大学教員養成課程のシラバスを検討している。傾向として、根岸と同様に「中等教育の保健体育科教員及び養護教諭養成課程への偏重」「取り扱われる回数の少なさ」「他の授業内容とのつながりの少なさ」等をあげている。その上で、「教員に（少なくとも養成段階では）学校安全・危機管理の何を、どの程度求めるかを明らかにすること」が課題であると指摘している⁽⁹⁾。澤・小野（2019）は、2019年度から教員養成課程での「学校安全への対応」の必修化を踏まえ、学校安全の現状の課題を整理し、小中学校の学校防災及び教員の養成・研修の充実の視点や教員養成課程における課題について考察している。その中で、学校安全を授業として取り組んでいる大学が少ない上、内容にも偏りがあること、教員養成課程での学校安全に盛り込むべき内容は多岐にわたることを示し、教員を目指す学生に正しい知識や技能を身につけさせる必要性を唱えている⁽¹⁰⁾。この他、教員養成段階での学校安全に関わる授業の内容や方法について検討している研究や報告等が散見する⁽¹¹⁾。

このように、教員養成課程で2019年度より必修となり重要性が増してきている学校安全への対応に関する授業ではあるが、決して充実しているとはいえない現状を踏まえ、先行研究が示すように、教員を志す学生が身に付けておくことが望ましい資質・能力に対応した指導内容や指導方法、授業プログラムの開発等に関する理論的・実践的な研究を展開することの意味は少なくないと考える。

2. 2 津波訴訟判決を学校安全に活用した研究・実践

学校安全では、過去の事事例を教訓とする取組が求められている（特に多くの命が失われた「東日本大震災の教訓」を踏まえた展開が求められている⁽¹²⁾）。その一つとして学校事故に関する訴訟の活用がある。ここでは、教員養成段階での学生の学びの素材となり得る、大川小をはじめとする津波訴訟判決を学校安全に活用している研究を検討する。大川小津波被災訴訟（仙台地裁2016年10月26日判決判例時報2387号、仙台高裁2018年4月26日判決判例時報2387号、最高裁の上告及び上告受理申立ての棄却により2019年10月10日確定）は、東北地方太平洋沖地震後の津波により、石巻市立大川小学校に在学していた児童74名及び教職員10名が犠牲になった事故に関して、児童23人の遺族が市と県に賠償を求めた訴訟である。

渡邊・長島（2017）は、大川小津波被災地裁判決を検討し、教育の専門家である教員が、防災に全ての責任を持つのではなく、防災の専門家が防災マニュアルを作成し、児童生徒に学べる教育プログラムを考案し、実践する仕組みを構築する必要性を唱えている⁽¹³⁾。岡本（2019）は、大川小学校津波訴訟の地裁及び高裁で認定された事実関係に着目し、「(1)災害後の情報収集体制の確立とそのための最低限の設備、(2)収集した情報に基づく円滑・的確な判断と立場に応じた行動ができる人材の育成、(3)現場の判断権者の不在を回避するための自動的な権限委譲ルールの事前策定…」等5点をあげ、組織のリスクマネジメントや事業継続計画へ反映すべき教訓として抽出している⁽¹⁴⁾。渡部朗子（2020）は、大川小津波被災高裁判決を手がかりに、ハザードマップをめぐる法的諸問題について検討し、学校の「立地条件を照合し、起こる可能性がある災害を可能な限り想定し、独自の避難マップを作成する」必要性について提唱している⁽¹⁵⁾。また、徳水（2020）は、津波訴訟判決を検討した研究ではないが、大川小学校事故の要因を探り、教訓とすることの重要性から「①津波についての新しい知見→②情報の収集力→③災害をイメージする想像力→④想定外に対処できる迅速な判断力」等の能力を身に付けるための「津波防災教育プログラム」を提唱している⁽¹⁶⁾。

この他にも、津波訴訟を検討した研究として、村中（2018）は、野蒜小学校津波訴訟（仙台地裁2016年3月24日判決、仙台高裁2017年4月27日判決）を検討している。その中で、「災害時児童引取責任者の引取りがない間は、小学校が児童の保護を継続すべき義務がある」とするなど災害時の避難場所としての学校の責務を明らかにしている⁽¹⁷⁾。また、渡辺達徳（2016）は、日和幼稚園訴訟判決（仙台地裁2013年9月17日）を含む4つの裁判事例を素材として、学校及び使用者の過失の有無を認定するための判断構造を整理し検討している。その中で渡辺は、これらの判決について、「学校等及び使用者が日頃から採っていた防災・避難対策と、訓練による生徒・従業員等への周知の状況が、抉り出されてくる。こうした防災・避難対策と避難訓練の実施は、今後における同種被災の事前防止のために大きな指針を与えることが判明する」と指摘している⁽¹⁸⁾。

このように、大川小をはじめとする津波訴訟判決は、教育行政や教職員、児童生徒等にとって教訓となり得る素材であり、学校安全に活かす研究や実践が散見される。しかしながら、教員養成段階における学校安全の資質・能力と津波訴訟判決に関連させた研究は管見の限り見られない。蜂須賀・新福（2020）は、小中学校の学校安全の指導方法として、学校事故に関する判決書教材を通して、安全上の問題点を指摘し、危険回避について今後の生活に活かせるような意思決定の場を組み込んだ授業プログラムを開発している⁽¹⁹⁾。そして、教員養成段階で教員等を目指す学生を対象とした授業プログラムや教員向けの研修プログラムの研究を進めている。新福（2017）は、東日本大震災後の津波による被害、日和幼稚園訴訟判決の判決書を教材化し、防災教育に関する授業開発の可能性を示している⁽²⁰⁾。蜂須賀（2019）は、教員養成段階としての基礎的な知識として、いじめ裁判における教師の安全配慮義務を具体化し教材化を図っている⁽²¹⁾。これらの研究を踏まえ、本論では、大川小津波訴訟高裁判決を活用した授業プログラムの開発を目指し、高裁判決は、学生のどのような学校安全に関する資質・能力と関連するのか、その構成要素を明らかにする。

3 教員養成段階で教員を目指す学生に求められる学校安全に係る資質・能力

本論では、大川小津波訴訟高裁判決に関して、学校安全に関する構成要素を明らかにするにあたって、まず、公的に示した文書から指標となり得る学校安全に係る資質・能力を確認する。「第2次学校安全の推進に関する計画」（閣議決定、2017）では、「キャリアステージに応じて身に付けるべき学校安全に係る資質・能力の具体化・明確化を図る」「国は、学校安全に関する法令など教員を志す学生が身に付けておくことが望ましい資質・能力について整理し、教育委員会や教員養成を行う大学等に提供する」としている。そこで、「教育課程コアカリキュラム」（教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会、2017）⁽²²⁾（表1）や文部科学省「教職員のための学校安全e-ラーニング」に示されている「求められる資質・能力」（表2）を検討する。「教育課程コアカリキュラム」では、「事件、事故及び災害の実情」を踏まえること、「学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組の

理解」が示されている。「教職員のための学校安全 e-ラーニング」に示される資質・能力を対応してみると、教員養成段階の教職員を目指す学生等に求められる資質・能力の一つは、過去に実際に起きた事例等を踏まえ、「学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の重要性、目的や具体的内容等の理解」であることがわかる。同様に、「学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえた安全教育及び安全管理」の理解である。

このように、文部科学省が示す教員を目指す学生が身に付けておくことが望ましい資質・能力については、学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえた、学校安全に係る知識の獲得が中心である。しかしながら、蜂須賀・新福（2020）が、安全教育で児童生徒に育成する資質・能力として示している「危険の知覚・発見、結果を予測する思考力」「安全な行動へ向けての的確な思考・判断、意思決定」「安全に関する情報収集・活用力」⁽²³⁾等の学校安全に係る思考・判断力や意識等についても重要な資質・能力の一つと考える。

【表 1：「学校安全への対応」に関するコアカリキュラム】

| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） | |
|---|--|
| <全体目標> | <一般目標> |
| 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的な知識も身に付ける。 | 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。 |
| <到達目標 1)> | <到達目標 2)> |
| 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。 | 生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から具体的な取組を理解している。 |

【表 2：教職員を目指す学生等に求められる資質・能力（「教職員のための学校安全 e-ラーニング」より）】

| 基礎研修① 学校安全の全体概要での求められる資質・能力 | |
|--|--|
| ○ 学校安全の重要性を理解している。 ・学校安全の意義について理解している。 ・第 3 期教育振興基本計画の教育施策目標における学校安全の位置付けを知り、その内容を理解している。 ・第 2 次学校安全の推進に関する計画における学校安全の目標（目指すべき姿）を理解している。 | |
| ○ 下記に関する基礎的な知識を身に付けている。 ・学校安全における 3 領域（生活安全・交通安全・災害安全）の区分及びその具体的内容 ・学校安全の体系（安全教育・安全管理・組織活動） ・学校保健安全法に定める事項 ・組織活動の概要（学校における体制整備、家庭・地域・関係機関との連携） | ・教育要領・学習指導要領における安全教育の位置付け ・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の概要 |
| 基礎研修② 安全教育の基礎での求められる資質・能力 | |
| ○ 安全教育の目標を理解している。 ・安全教育の目指す資質・能力を理解している。 ○ 下記に関する基礎的な知識を身に付けている。 ・3 領域における安全教育の内容 ・教育課程における安全教育（学校安全計画に基づく、教科横断的・系統的・体系的な安全教育の実施） ・各教科、特別活動、日常の学校生活での指導のあり方 | ・発達段階に応じた安全教育の目標を理解している。 ・安全教育の評価の意義、方法 |
| 基礎研修③ 安全管理・組織活動の基礎での求められる資質・能力 | |
| ○ 安全管理の基礎を理解している。 ・安全管理の全体像を理解している。 ○ 以下の事項に関する基礎的な知識を身に付けている。 ・学校環境（施設・設備）の安全点検の概要、安全点検の種類 ・通学の安全確保の目的、対象 ・児童生徒等の生命・健康が最優先という基本原則 ・組織活動（体制整備、家庭・地域・関係機関との連携）の概要 | ・学校生活の安全点検の目的、対象、方法 ・災害発生時の避難 ・発生後の対応、事後対応の概要 |

4 大川小学校津波被災高裁判決の意義と教材化

4.1 大川小学校津波被災高裁判決の意義と資質・能力との関連

ここでは、上記で示した教員養成段階の学生に求められる学校安全に係る資質・能力と、先行研究であげるの大川小津波訴訟高裁判決の意義との関連から構成要素について検討する。大川小津波訴訟高裁判決に関して、堀井（2018）は、今後の学校安全（とくに学校防災）の在り方を考える上でも非常に有意義なもの⁽²⁴⁾、また三木（2020）は、学校や教育委員会にとってはかなり厳しいが、今後、学校における防災を考えるうえでも重要な意義をもつ判例⁽²⁵⁾と評価している。今後、学校現場や自治体の学校安全や防災対策に影響を与えるとみられている高裁判決であるが、本判決を考察している堀井、高橋（2021）⁽²⁶⁾、三木の三者の論点を整理し、教員養成段階の学生に求められる学校安全に係る資質・能力との関係を検討する⁽²⁷⁾。表 3 は、三者が大川小津波被災高裁判決の意義等について考察した要点を踏まえた、学校安全に係る資質・能力との関係である。大川小津波被災高裁判決書からの教員養成段階における学生の学びとして以下の 3 点が考えられる（なお、以下で示す判示は、筆者によって要点をまとめたものである）。

【表3：大川小津波被災高裁判決の学校安全との関連】

| | 大川小津波被災高裁判決の特徴や意義の要点 | 学校安全の資質・能力との関連 |
|----------|---|--|
| ①堀井による考察 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校保健安全法」の規範的価値を確認し、「学校安全」の規定に係る法的義務について、「安全確保義務」として提起した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ この義務が安全配慮義務とは性質を異にすること、公教育制度や児童保護者と学校との在学関係を成立させる中心的・根源的義務であると示されたことも意義深い。 ・ 高裁判決は、保護者の就学義務の履行を通じた子どもの教育を受ける権利の保障にとって、「安全」が根本的条件であることを示し、教育行政や学校に法的責務を積極的に果たすよう求めている。 ○ 「安全確保義務」に関して、具体的な責務主体に言及している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委（教育行政）の「学校安全」に関する法的責務が具体的に判示された。 ・ 学校現場における安全確保義務についても、学校運営の最終的責任者である校長のみならず、教頭や教務主任についてそれぞれ責務があると判示された。 ・ つまり、高裁判決は、教育行政と学校がそれぞれの法的責務をふまえつつ、「学校安全」について組織的・協働的に取り組む必要性を提起したものと見える。 <p>※【問題点】高裁判決の問題点は市教委や大川小の安全確保義務の履行にあたり、高度な知識と経験を求めている。学校管理職には研修を通じて地域住民よりは知識や経験を蓄積できる立場にあったにせよ、「防災」の専門性があるとはいえ、独自に検討し、判断することまでは厳しいように考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健安全法に基づく学校安全（安全確保義務）の意義の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公教育制度は、学校の安全が確保されること及び保護者が安全性に対して十全の信頼を置いていることが前提である。 ・ 学校保健安全法26条～29条は、公教育制度を円滑に運営するための根源的義務を明文化したものである。 ・ 公教育にとって安全確保義務は、中心的・根本的義務である。 ○ 学校保健安全法に基づく校長等教職員の責務の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委（教育行政）の安全確保義務を果たす責務の理解 ・ 校長、教頭や教務主任等の安全確保義務を果たす責務の理解 ○ 学校保健安全法に基づく組織的活動の必要性の理解 |
| ②高橋による考察 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全に関する校長等の作為義務の根拠を明らかにした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長等が地震の際の危機管理マニュアルを作成する義務は、学校保健安全法の規定に根拠を持ち、本件想定地震に対する危機管理マニュアルの作成は、同法に基づいて、市教委主催の会議と依頼文書により、大川小に対して具体的に指示されていた。 ・ この義務の根拠として、在籍児童の保護者は、児童を大川小に通わせることを法律上強制されていたが、このような在学関係が強制される前提は、公教育を営む学校において児童生徒の安全が確保されていることが制度的に保障されていることである。 ○ 学校設置者・管理者の「法的義務」として、安全の「現実の」確保という「目的」を根幹に据えた。 ○ 学校の安全確保の目的を実現するために、「組織性」を有効に発揮することを求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に関する組織としての制度的保障は、組織を構成する個人の働きによって確保されなければならない。児童の安全を確保する目的を達するためには、具体的に誰が何をすべきか。それぞれ組織内で活動する個人の役割が重要。 ・ 判決が、校長等において津波の危険性についてどのような認識を有していたか、その認識に基づいて安全確保のために何をすべきであったかを具体的に明らかにした。 ○ 専門的知見を「科学的」に活用することを求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知見が、正確であっても部分性を免れないことを念頭に置き、事実を全体的に把握して、安全確保という目的達成のためにこれを活用することが「科学的」なあり方である。 ・ 津波ハザードマップにおいて、大川小が津波の避難場所として指定されていたことは、結果として誤りであったが、詳細な検討をしていれば、校長等において大川小が津波の被害を受ける危険性について予見することは可能であった。 ・ 自分の持ち場である現場で危惧や疑問を感じている以上、これを提示して専門家に再検討を求めることが要請される。 ・ ハザードマップに対しても疑問があれば批判的に検討すべき。 ・ 学校から提出された危機管理マニュアルを、教委がチェックし、指導すべきことは、いずれも被災を確実に防ぐという目的を達成するために求められるもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健安全法に基づく校長等教職員の責務の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理マニュアルの作成や修正等、学校保健安全法に基づいた校長等の安全確保義務の内容 ・ 根拠：法律上強制、拘束する以上、安全確保なしでは、保護者は安心して学校に通わせられない。 ○ 学校保健安全法に基づく組織的活動の必要性の理解、及び校長等教職員の責務の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長等は「現実の危惧」を抱いていたのであれば、防止策を講じなければならない。 ○ 危険性を予見して、独自の立場から必要な措置を講じる必要性の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供される情報等について独自の立場から批判的に検討する。 ・ 根拠：避難誘導では、児童生徒は教師の指示に従わなければならない、行動を拘束している。 ・ 教育委員会の責任で危機管理マニュアルをチェックし指導する。 ・ 安全確保のためには科学的活用が必要であるが、専門的知見は、正確であっても部分性を免れないことを念頭に置く。 |
| ③三木による考察 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生前における過失、安全確保義務違反を認めた。抽象的危険しかない段階で、予見可能性及び結果回避義務を認めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示した調査報告書はあくまで概略の想定結果と捉えたとうえで、知見を総合して検討していれば大川小が想定地震により発生する津波の被害を受けることの予見することは十分に可能だった。独自の調査や他の科学的知見を調査・検討する義務を媒介にすることで具体的な予見可能性を認めている。 ・ 市教委及び校長らの児童及びその保護者に対する安全確保義務を単なる努力義務ではなく、法的な作為義務と解したのみならず、「在学関係成立の前提となる中心的義務」として位置づけとその法的性質による。 ・ 学校保健安全法26条ないし29条に規定されている作為義務は、児童・その保護者に当該小学校への在学関係を強制することと引換えに学校の設置者と校長らに課した職務上の法的義務であるといえる。 ・ 作為義務が具体化されたものが、本件安全確保義務、すなわち想定地震により発生する津波の危険から、在籍児童の生命・身体の安全を確保すべき作為義務である。 ○ 本件安全確保義務を組織編成義務と解することで、結果回避のためにどのような措置を講じなければならないかについても調査研究をし、危機管理マニュアルの修正だけでなく、地域との調整や避難場所としての整備などについても結果回避義務として認めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件想定地震により発生する津波に関する危機管理マニュアルが適切に改訂されていれば、本件地震が発生した後においても、三次避難の開始を早期に行うことができたため、結果回避ができたことと認めた。 ○ 学校における児童の安全確保の重要性を指摘し、その義務は在学関係成立の前提となる中心的義務であると位置づけたこと、そして、その義務は、一部の教員や学校が負うのではなく、学校を設置する自治体全体の組織編成義務であると示した点について本判決を支持したい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健安全法に基づく学校安全の意義の理解及び、危険性を予見して、独自の立場から必要な措置を講じる必要性の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の調査や他の科学的知見を調査・検討する義務（調査研究義務）。 ・ 安全確保義務は努力義務ではなく法的な作為義務であり、在学関係成立の前提となる中心的義務である。 ○ 学校保健安全法に規定される作為義務は、児童と保護者に在学関係を強制することと引換えに、学校の設置者と校長等に課した職務上の法的義務である。 ○ 学校保健安全法に基づく組織的活動の必要性の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織編成義務違反、すなわち、備えるべき組織体制が構築されていないために損害は生じる。 ・ 危険等発生時対処要領を適切に改定する必要性（学校、市教委の責務） ・ 安全確保義務は、学校だけが負うのではなく、設置する自治体の組織義務でもある。 |

第一に、資質・能力である「学校保健安全法に基づく、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性の理解－学校安全の意義、学校保健安全法に定める事項、児童生徒等の生命・健康が最優先という基本原則等の理解」に関連して、学校保健安全法を根拠とした学校安全の規定に係る法的義務である「安全確保義務」の意義や内容等について確認できることがあげられる。この「安全確保義務」は、これまでの学校事故に関する訴訟で問われてきた「安全配慮義務」とは性質を異にする「公教育制度や児童保護者と学校との在学関係を成立させる中心的・根源的義務」である。高裁判決では、その根拠として、「保護者は児童を大川小に通わせることを法律上強制されていた、このような在学関係が強制される前提は、公教育を営む学校において児童生徒の安全が確保されていることである」と示している。

具体的な判示としては、「平時において事前に、児童の生命・身体の安全を保護すべき義務を負っていたか」の判断として「市教委、C1校長、D教頭及びE教務主任は、学校保健安全法26条ないし29条に基づき、地震により発生する津波の危険から、大川小に在籍していた108名の児童の生命・身体の安全を確保すべき義務を負っていたものであり、その安全確保義務は、平成22年4月末の時点においては、個々の在籍児童及びその保護者に対する具体的な職務上の義務を構成するに至っていた」とし、平時における事前の安全確保義務を認めている。

その理由として、高裁判決は、まず、C1校長、D教頭及びE教務主任の学校保健安全法上の義務を明確にしている。例えば、同法29条2項については「C1校長としては、大川小の危機管理マニュアルを教職員に周知するとともに、危機管理マニュアルに従った訓練の実施その他の危険等発生時において教職員が円滑かつ確な対応ができるように必要な措置を講ずべき義務を有していた」としている。次に、安全確保義務の根拠として、「公教育制度が円滑に運営されるためには、公共施設としての学校の安全が確保されること及び保護者が、その安全性に対して十全の信頼を置いていることが不可欠の前提である」と述べ、「阪神・淡路大震災の発生や大阪教育大学附属池田小学校での児童・教員殺傷事件の発生などから、施設建物を建築して児童生徒をそこに集めれば安全が確保されるというような生易しい社会情勢ではないという認識が国民全体に浸透してきた。そこに、学校保健安全法を改正し、法律の明文をもって、学校安全に関する地域の実情や児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定を整備するとともに、学校の設置者の責務を定める等の措置を講ずることを規定する必要性が生まれた」と示し、学校保健安全法の改正の趣旨について説明している。

そして、学校保健安全法が保護しようとする法的利益は、「児童生徒に対する教育を組織的かつ計画的に行う場所である公共施設としての学校の安全が確保されること及びこれに対する児童生徒の保護者の信頼であり、公教育制度を円滑に運営するための根源的な利益」であると判示している。さらに、「保護者は、普通教育を受けさせる義務（就学義務）の履行として、在籍児童を大川小に通わせていた。保護者に対して命じられたこの就学義務は、抽象的義務ないし努力義務ではなく、刑罰の制裁によって担保された具体的かつ規範的義務である。保護者は、市教委により、児童を大川小に通わせることを法律上強制されていた」として、このような在学関係の成立が容認される前提として、「公教育制度を営むために設置される学校において、児童生徒の安全が確保されることが制度的に保証されているということにある」と判示している。

これらの判示を教材化することにより、教員養成段階の学生は、学校保健安全法改正の趣旨や学校保健安全法に基づく安全確保義務の必要性を理解できるとともに、学校保健安全法に定める事項を確認しながら、学校では、児童生徒等の生命・健康が最優先という基本原則を実感できると考える。

第二に、資質・能力である「学校保健安全法に基づく、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性の理解－組織的活動の概要や必要性、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の概要、災害時発生の対応等の理解」に関連して、学校・教職員と市教育委員会の「組織として対応する義務」や、先述したように校長や教頭、教務主任等教職員のそれぞれの責務及び教育委員会の責務について確認できることがあげられる。高裁判決は、学校保健安全法の規定にもとづいた市教育委員会及び学校運営にあたる校長、教頭、教務主任による事前の備えの組織的な過失を認めている。鈴木宏昌（2018）が「緊急時の現場における判断ミスを問うのではなく、その判断ミスを導いた事前・平時の行政の取組みを問う本判決は、行政実務の実態に合った妥当な判決である」⁽²⁸⁾と言及しているように、本高裁判決を通して、学校保健安全法にもとづく、学校と市教育委員会が組織で負う安全確保義務として、校長等教職員の責務とともに、教育行政である教育委員会の責務を学ぶ機会ともなると考える。

具体的に高裁判決は、学校については「平成22年4月30日の本件時点において、C1校長、D教頭及びE教務主任は、本件安全確保義務の内容として、大川小の危機管理マニュアルを、少なくとも津波警報の発令があった場合には、第二次避難場所である校庭から速やかに移動して避難すべき第三次避難場所とその避難経路及び避難方法を定めたものに改訂すべき義務を負ったというべきであり、その改訂義務は、本件時点において、個々の在籍児童及びその保護者との関係で、C1校長、D教頭及びE教務主任を拘束する規範性を帯びることになったもの」と判示してい

る。また、教育委員会に対しては「本件時点の大川小の実情に照らせば、危機管理マニュアルは、少なくとも津波警報の発令があった場合には、第二次避難場所である校庭から速やかに移動して避難すべき第三次避難場所とその避難経路及び避難方法を定めたものに改訂されるべきであったから、市教委としては、大川小から送付された危機管理マニュアルの内容に上記定めがあるかどうかを確認し、仮に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務を負ったというべき」と判示している。そのうえで、「本件危機管理マニュアルの内容は、放置され、本件地震の発生に至るまで改訂されることはなかった。これは、C1校長、D教頭及びE教務主任による本件安全確保義務の明らかな懈怠に当たる」と判示し、教育委員会に対しても「本件危機管理マニュアルを含む大川小の平成22年度教育計画の送付を受けたから、本件危機管理マニュアル中の第三次避難に係る部分に不備のあることを知ることができたにもかかわらず、内容を確認せず、大川小に対し、その不備を指摘して是正させる指導をしなかった。これは、市教委による本件安全確保義務の懈怠に当たる」と判示している。

さらに、危機管理マニュアルの改訂すべき義務を認めただけでなく、安全計画について「少なくとも児童が在校中に津波注意報又は津波警報の発令があった場合、児童を保護者にいつ、どこで、どのような方法で引き渡すのか、どのような手段で保護者と連絡をとるのか、保護者と連絡がとれないことにより児童を引き渡せない場合、どのようにして児童を保護するのか等の方策について事前に保護者との間で具体的に協議し、これを保護者に周知しておく必要があった」とし、「大川小を運営する職責を有していたC1校長、D教頭及びE教務主任にとって、児童の引渡方策に係る事前協議とその周知は、喫緊の課題であった」と判示している。また、学校と教育委員会の関係として、学校は、「児童生徒を直接教育するという目的で設置された教育機関」であり、「教諭と児童生徒との間の直接の人格的接触を通じ、児童生徒の能力や性別等に応じて弾力的に行われる必要があり、そこに教諭及びその組織体としての学校の自由な創意と工夫の余地が要請される」と判示し、学校の自由裁量について言及している。そのうえで、「教育委員会は、根源的義務を全うするため、児童生徒の安全、とりわけ危機管理マニュアルの作成を含む安全管理の領域について、学校に対する細部にわたる個別具体的な関与を通じた管理、執行が求められると解するのが相当である」と判示している。ここでは、学校の直接的な教育作用関わる自由裁量を認めつつも、教育委員会には、安全確保義務の視点から、学校への指導、助言、命令等を行う責務があることが確認できる。

これらの判示を教材化することにより、教員養成段階の学生は、学校保健法等に基づいた安全確保義務を果たすための校長（学校運営の最終責任者）の責務だけでなく、教頭や教務主任等の責務や、教育委員会の責務等を具体的に確認できると考える。そして、安全確保義務の意義を理解しながら、平時から地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、安全の確保に向けて学校と教育委員会が連携し、組織的・協働的に取り組む必要性について自覚できるとともに、学校安全計画や危機管理マニュアル等の具体的な内容についても考える機会となるものとする。

第三に、資質・能力である「学校保健安全法に基づく、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性の理解－組織的活動の概要や必要性、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の概要、災害時発生時の対応等の理解」に関連して、安全確保義務として組織的体制で対応する中で、危険を回避するために、それぞれ独自の立場で危険を予測し、批判的検討をするなど、必要な措置を具体的に講じる必要性について確認できることがあげられる。

高裁判決は、校長等が、以前から津波の危険について危惧を抱いていたにもかかわらず、第三次避難場所を決めるなど実際に危機管理マニュアルを改訂しなかったことを指摘している。そして、安全確保義務を果たすために「校長らは地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも遙かに高いレベルのもの」が求められると判示し、情報収集や調査、批判的検討、他の科学的知見の検討等、独自の立場から必要な措置を講じることを求めている。この判示に対して堀井は、「市教委や大川小の安全確保義務の履行にあたり、高度な知識と経験を求めている。学校管理職には研修を通じて地域住民よりは知識や経験を蓄積できる立場にあったにせよ、「防災」の専門性があるとはいえ、独自に検討し、判断することまでは厳しい」と述べ、高裁判決の問題点としてあげている（表3に掲載）。一方、米村（2020）は「仮に当該判示が校長等個人の義務違反の認定を行ったものであれば、そのように批判する余地があるかもしれない。しかし、本判旨をそのように学校関係者個人の義務違反を認定したものと理解すべきではない」とし、「これは、津波防災の問題が、校長等の教員の個人的な知識・経験や職務上の義務の範囲内では解決できない問題であることを前提に、他のY1の公務員との間での情報共有や連携により解決すべきことを述べていると考えられよう」⁽²⁹⁾と述べ、地方公共団体が組織的に対応する義務であると指摘している。

具体的に高裁判決では、「校長等は、地震発生前に大川小が津波による被害を受けることを予見することは不可能であった」という主張に対し、「校長等は、様々な報告書等による地震や津波についての知見や、大川小の立地条件を総合すれば、想定地震により発生する津波の被害を受ける危険性を十分に予見できた」と判示している。そして、津波ハザードマップに地震により津波が発生した場合、大川小が避難場所として指定されていたことの誤りを指摘しながらも、「災害発生時の避難誘導では、児童生徒は教師の指示に従わなければならない、その意味で児童生徒の行動

を拘束するものである以上、提供される情報等についても、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される」と判示している。さらに、「校長等の津波の予見可能性は、地域住民が本件地震発生前の時点で有していた津波に対する認識の内容・程度と同じレベルで論ずべきものではない」とし、「校長等が公教育を円滑に運営するための安全確保義務を履行するために必要とされる知識及び経験は、地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも遙かに高いレベルのものでなければならない」と判示している。

この判示に対して、先述したように批判的な意見が散見される。一方で釜石の防災教育、「避難三原則」の1つ「想定にとらわれるな」「ハザードマップを信じるな」という教えの例をあげ、「課題を資料・データなどの科学的根拠に基づき批判的に検討し、思考・判断し、行動に現すことを今の学校教育の重要課題としてとらえ、社会科教育が果たすべき役割は大きい」（山口，2013）³⁰⁰といった研究もある。過去の学校事故事例を見ると、教職員が最悪の事態を想定せず、漫然と過ごした結果、児童生徒の生命や身体が侵害される事例が多く見られる。本判決を通して、教職員は、与えられた情報や現状を無批判に受け入れるのではなく、「児童生徒の行動を拘束する以上、命を守るためにこれでいいのか」という視点をもつことの必要性を学ぶ機会になるのではないかと考える。また、これらの判示や安全教育の授業実践等をもとに、「安全確保義務を果たすために、学校・教師は何をすべきか」「安全教育はどうあるべきか」等について、教員養成段階の学生が考え、議論できる機会になると考える。

そして、実際の三次避難の開始までかなりの時間を要した原因として「当日休暇により不在であったC1校長との間で事前に第三次避難場所として検討していた場所は裏山であったが、正式決定していたわけではなかった上、余震が繰り返し発生する中で、児童を裏山へ登らせるのは危険であるという意見も出たことや、区長に裏山に避難することを反対されたことから、躊躇せざるを得なかった」こと、「教職員らは、校庭に避難した児童の面倒を見ていたほか、児童を引き取りに訪れる保護者等への対応、避難所に指定されていた大川小の校舎の安全点検や避難者への対応、情報収集等の作業に忙殺されていた」ことをあげ、「11名の教職員がまとまって裏山以外の第三次避難場所を協議・検討できる時間はなかった」とし、「危機管理マニュアルの中に第三次避難を定め、かつ避難経路及び避難方法について記載してあれば、津波による被災で児童が死亡するという結果を回避することができた」と判示している。

これらの判示の教材化により、学生は、安全確保義務を果たすために、教育委員会等各機関と連携し組織的体制として、それぞれ独自の立場から最悪の事態を想定し、情報収集や調査、批判的検討等、危険回避に必要な措置を具体的に講じる必要性を学校安全に係る知識として確認できると考える。そして、学校安全に係る思考・判断力の育成の観点からは、安全確保義務を果たすため、平時の段階や災害や事故発生時に、組織内で活動する個人として何ができるか、何をやるべきかを学生に問うような、判断や意思決定、意識の向上とつなげる活動を設定する必要がある。

4.2 大川小学校津波訴訟判決書を活用した学校安全の授業化に向けて

このように、大川小津波被災高裁判決では、構成要素として主に3つの観点から学校安全に係る知識と関連する判示を確認できた。しかし、これらの判示について、教員が説明し学生が理解する授業では主体的に捉えることはできない。学校安全に係る思考・判断力や意識と関連付けた授業構築が重要である。ここでは、判決書に示す地震発生後から津波で被災するまでの経過を教材化し（表4）、その事実経過をもとに、学生が学校安全上の問題点を指摘し、改善策を自ら考え、交流できるようなアクティブラーニングの手法を取り入れた授業について説明する。

【表4：地震発生後津波で被災するまでの事実経過の教材化】

地震が発生した平成23（2011）年3月11日（金）、大川小には108名の児童が在籍していた。午後2時46分当時、103名が出席し、教職員ではC校長は休暇を取得して不在で、D教頭以下11名の教職員が勤務していた。

この日、授業が普段通り行われていた。午後2時46分頃は授業が終了した直後で、一部の学年は、帰りの会の終了前で、もうすでに下校を始めた学年もあった。校舎内にいた児童は、地震の発生と同時に机の下に隠れた（一次避難）。そして、午後3時少し前までに、地震の揺れが止んだ後、教職員が、児童全員を校庭に避難させた。また、下校を始めていた児童も校内に戻り、103名の児童と11名の教職員が校庭に避難した（二次避難）。教職員は、避難した児童を整列させて点呼を取る一方、校舎等を見回って逃げ遅れた児童がいないことを確認した。

午後2時49分、気象庁が大津波警報を発令したので、河北総合支所は、午後2時52分、防災行政無線で、サイレンを鳴らし、「ただ今、宮城県沿岸に大津波警報が発令されました。ただ今、宮城県沿岸に大津波警報が発令されました。海岸付近や河川の堤防などには絶対近づかないでください。」と呼び掛けた。大川小の校庭には防災無線が設置されていたので、この広報の内容は、避難中の児童や教職員の全員に伝わった。なお、D教頭はラジオでも情報を集めていた。スクールバスは、午後2時58分に出発予定であったが、児童はこれには乗らず、校庭で二次避難を続けていた。バスは、大川小の正門付近で待機を続けてた。

一方、大川小には地震発生の直後から、保護者等が児童を引取りに訪れていた。その都度、教職員が保護者等の名前を確認しつつ児童を引渡した。結局、27名の児童が、午後3時30分頃までに保護者等によって引き取られた。地震発生後、地域住民が、指定避難場所である大川小体育館を訪れ始めた。しかし、天井の部材が落下し、灯油タンクの油漏れを確認したので、避難場所としては危険であると判断し、離れるよう促した。河北総合支所は、午後3時10分頃にも、防災行政無線で、「現在、宮城県沿岸に大津波警報が発令中です。…」と繰り返し呼び掛けた。この広報の内容は、避難中の児童や教職員の全員に伝わった。

大川小の教職員は、地震の揺れが収まった直後から児童らとともに校庭で二次避難を続けていた。その間も余震が繰り返し発生し、

午後3時30分までの間に、震度1以上の余震が20回発生し、そのうち震度3以上のものは6回あった。二次避難中、教職員は、別の場所に三次避難するべきか、またどの場所が適当かを協議、検討していた。とりわけ、E教務主任は早い段階から裏山への三次避難を提案していた。しかし、強い余震が連続し、山鳴りがする中で、児童を裏山へ登らせるのは危険であるという意見を述べる教職員もあり、協議はまとまらなかった。D教頭は、2回の大津波警報が発令され避難が呼び掛けられていたことや、児童を引き取りに来た保護者からも、「津波が来るから裏山に逃げて」と助言されたので、「裏の山は崩れるんですか」、「子どもたちを登らせたいんだけど」、「無理がありますか」などと釜谷地区の住民の意見を聞いた。その上で、「山に上がらせてくれ」と言って裏山に三次避難することを打診した。しかし、「ここまで来るはずがないから大丈夫」、「三角地帯に行こう」との発言があり、裏山に避難することを反対された。

そのため、D教頭は、裏山への避難を諦め、次善の策として、大川小の校庭よりも高台にある三角地帯への三次避難を決断した。校庭に残っていた二次避難中の児童は、午後3時30分過ぎまで校庭に留まり、午後3時35分頃までに、教職員11名の指示の下、列を作って交流会館の駐車場を通り、三角地帯の方向に徒歩で向かった。これに付き従う地域住民もいた。交流会館の敷地を列の最後尾が通り抜けた頃、北上川を遡上してきた津波が、一帯に襲来し、教職員と児童は津波に呑まれた。

この津波から生き残ったのは、児童4名とE教務主任のみで、被災児童74名と教職員10名は津波の犠牲になった。

表4に示す事実経過を見ると、第三次避難場所を定めるなどマニュアル改定等の事前対策がなかったために、津波の危険が迫る中、時間だけが経過していく様子が分かる。そこで、第1段階として、本教材から学生が問題点やその要因を考え、指摘する活動を設定する。ここでは、安全確保義務の理解につながる「危機管理マニュアルの不備（様々な情報から津波の危険性に危惧を感じながら対応できなかった教職員）」「校長不在での組織の体制」「津波の危機を感じながら校庭に待機していたこと」「地域住民が反対する中での教職員の対応」等に注目する。第2段階として、個人で考えた問題点や要因等をグループ内で共有し、整理するとともに、「教職員等は何をすべきだったか」「自分だったらその場でどう行動するか」等学校安全に係る思考・判断力につながる問いについて議論する活動を設定する。そして、第3段階として、児童生徒の生命・身体を守る責務として、先に示した安全確保義務等に関する判示について確認する。さらに、第4段階として、本授業での学びや被害者遺族の情報などから、新任教員として赴任した学校で、安全確保のために何ができるか、何をすべきか議論する活動を取り入れる。

このように、大川小津波被災高裁判決を学ぶ授業では、学校安全に関する知識の獲得だけでなく、危険を発見、予測する力や意思決定力等学校安全に係る思考・判断力や意識等と関連付ける授業の構築が重要であると考えられる。

5 おわりに

本論では、教員養成段階における学校安全の授業プログラムを開発することを念頭に置きながら、学校安全・防災教育等の在り方を考える上で有意義と称される大川小津波被災高裁判決の判決書を検討し、教員を目指す学生の「学校安全への対応」に係る資質・能力の育成とどのように関連するのか、その構成要素を明らかにしてきた。その結果、以下の3点が明らかになった。第一に、公教育制度を成立させる中心的・根源的義務である学校保健安全法を根拠とした「安全確保義務」の意義や内容等について確認できることである。第二に、安全を確保するために学校・教職員と市教育委員会等で「組織として対応する義務」や、公立学校教職員や市教育委員会のそれぞれの責務について確認できることである。第三に、組織的体制で対応する中で、危険を回避するために、それぞれ独自の立場で危険を予測し、批判的検討をするなど、必要な措置を具体的に講じる必要性について確認できることである。これらは、教員養成段階における学校安全に係る資質・能力である学校保健安全法に基づく、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性の理解、例えば、学校安全の意義、危険等発生時対処要領の概要、災害時発生時の対応等の理解と関連する。

そして、これらの資質・能力に関連する判示をただ説明するのではなく、事実経過をもとに学生が学校安全上の問題点を指摘し、改善策を自ら考え、交流できるようなアクティブラーニングの手法を取り入れた上で、判示を確認する授業を構築する。大川小津波被災高裁判決を学ぶ授業では、学校安全に関する知識の獲得だけでなく、危険を発見、予測する力や意思決定力等学校安全に係る思考・判断力や意識等と関連付ける授業の構築が重要であると考えられる。

「教訓を最大限に引き出して防災対策につなげていくことが、失われた命に報いることとなる」今後は、検討した大川小津波被災高裁判決の意義と資質・能力の関連性を活かした「学校安全への対応」の教材を開発するとともに、学生が安全確保義務について主体的に考えられるような授業プログラムを構築しその有用性を検証していきたい。

- (1) 文部科学省『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』, 2019
- (2) 朝日新聞朝刊(2019年2月3日)見出し「学校安全、教職課程必修に 事件・災害の教訓学ぶ 今春」(1面)
- (3) 「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について(依頼)」(文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長三好圭, 元教参学第31号令和元年12月5日)
- (4) 「教職員のための学校安全e-ラーニング」の周知について」(文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・

- 安全課, 事務連絡令和2年3月31日) <教材URL> <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/>
- (5) 大川小学校事故検証委員会「大川小学校事故検証報告書」, 2014。例えば, 村山(2016)は「避難がなされず, 多くの児童と教職員が亡くなった。この痛恨の経験と教訓を, 東日本大震災後の学校教育に関わるものは忘れてはならない」と述べ, 学校防災に活かす研究・実践に取り組んでいる(村山良之「学校防災の自校化を推進するために」『社会科教育研究』128, 2016, pp10-19)。
 - (6) 根岸千悠「国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」藤川大祐編『社会とつながる学校教育に関する研究(2)千葉大学大学院人文社会科学部研究科研究プロジェクト報告書』277集, 2014, pp15-20, 澤利夫・小野修平「教員養成課程における学校安全に関する一考察」『明星大学明星教育センター研究紀要』9, 2019, pp1-14
 - (7) 戸田芳雄・佐藤喜代・早瀬健介・榎本竜二・小野田桂子・玉置正彦「教員養成課程の学生及び現職教員の学校安全への意識及びニーズ」『東京女子体育大学女子体育研究所所報』8, 2014, pp11-18
 - (8) 根岸千悠「国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」前掲
 - (9) 熊丸真太郎「教員養成段階での学校安全・危機管理に関する教育－国立大学教員養成課程のシラバス分析から－」『学校教育実践研究』1, 2018, pp23-33
 - (10) 澤利夫・小野修平「教員養成課程における学校安全に関する一考察」前掲
 - (11) 末藤(2017)は, 教員養成系の国立大学で実施されている学校安全に関する講義に着目し, そのねらいや教育効果について分析している(末藤美津子「学校安全への対応－教職課程における取り組みの課題と可能性－」『東洋学園大学紀要』26(1), 2017, pp41-53)。また, 鳴海(2020)は「予測する力」「対応する力」「備える力」の育成を目指した授業実践を紹介している(鳴海昌江「教職課程における「学校安全」－教育行政論における危機管理についての講義より」『北星学園大学文学部北星論集』57(2), 2020, pp85-91)。その他, 鈴木そよ子「「学校安全」の授業化に向けて」『神奈川大学心理・教育研究論集』42, 2017, pp159-169, 吉田利弘「「環境・防災教育」における担当授業の省察:「学校安全」に関する2時間の授業を通して」『教育復興支援センター紀要』3, 2015, pp35-43など
 - (12) 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 最終報告 平成24年7月」
 - (13) 渡邊剛央・長島康雄「自然災害における教員の注意義務と学校経営における危機管理の課題－大川小学校事件を中心として－」『関東学園大学紀要 Liberal Arts』26, 2017, pp10-257
 - (14) 岡本正「東日本大震災における津波被災訴訟判決の検証的活用－事故調査と裁判手続の簡易な整理を踏まえて－」『災害情報』17-2, 2019, pp69-76
 - (15) 渡部朗子「ハザードマップをめぐる法的諸問題－大川小学校津波被災事件を手がかりに－」『高岡法科大学紀要』31, 2020, pp39-53
 - (16) 徳水博志「大川小学校事故の教訓を生かした防災教育」『災害文化研究』4, 2020, pp17-32
 - (17) 村中洋介「災害時の学校・避難場所としての責務:野蒜小学校津波訴訟」『自治体学』32(1), 2018, pp64-70
 - (18) 渡辺達徳「防災の観点から見た「東日本大震災津波訴訟」」『東北ローレビュー』3, 2016, pp1-28
 - (19) 蜂須賀洋一・新福悦郎「判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化」『上越教育大学研究紀要』39-2, 2020, pp343-353
 - (20) 新福悦郎「教員養成における防災教育の学習内容・方法についての研究－判決書教材を活用した授業についての感想文分析から－」『石巻専修大学研究紀要』28, 2017, pp63-70
 - (21) 蜂須賀洋一「いじめ裁判事例の教材開発に関する検討」『平成30年度上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト事業報告書』2019, pp45-47
 - (22) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教育課程コアカリキュラム」, 2017
 - (23) 蜂須賀洋一・新福悦郎「判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化」前掲
 - (24) 堀井雅道「学校事故研究 大川小学校事件高裁判決の意義と学校防災の課題」『季刊教育法』198, 2018, pp108-115
 - (25) 三木千穂「大川小学校事件控訴審判決(仙台高判平成30年4月26日判時2387号31頁)」『法と経営学研究所年報』2, 2020, pp31-43, 鈴木宏昌「自然災害からの避難と学校の責任－大川小学校津波被害事件仙台高裁判決について－」『東海大学教養学部紀要 教養学部』49, 2018, pp163-182などがある。
 - (26) 高橋眞「大川小学校事件控訴審判決について－民法学の観点から」, 飯考行「<シンポジウム開催報告>大川小学校津波訴訟とその意義(シンポジウム, 大川小学校津波訴訟とその意義, 専修大学神田校舎5号館571教室, 2019年11月23日)」『専修大学法学研究所所報』62, 2021, pp65-84
 - (27) 他にも, 米村滋人「学校防災に関する安全確保義務と組織過失論」『法学』84(3, 4), 2020, pp223-241, 鈴木秀洋「大川小津波高裁判決が行政に求める安全確保義務－いま行政が取り組むべきこと」『自治研究』94(7), 2018, pp108-130, 鈴木宏昌「自然災害からの避難と学校の責任－大川小学校津波被害事件仙台高裁判決について－」『東海大学教養学部紀要 教養学部』49, 2018, pp163-182などを参照した。
 - (28) 鈴木秀洋「大川小津波高裁判決が行政に求める安全確保義務－いま行政が取り組むべきこと」前掲
 - (29) 米村滋人「学校防災に関する安全確保義務と組織過失論」前掲
 - (30) 山口仁久「防災教育と社会科教育」『四天王寺大学紀要』, 56, 2013, pp297-318

A study on school safety education in teacher training courses using the high court judgment of the Okawa elementary school tsunami disaster

Yoichi HACHISUGA*

ABSTRACT

This study was intended to develop a school safety education program for teacher training courses. I examined the high court judgment of the Okawa elementary school tsunami disaster and confirmed the elements related to school safety-related qualities and abilities of university students. Three elements regarding such qualities and abilities were extracted as a result.

(1) The understanding of the significance and content of safety assurance obligations based on the School Health and Safety Law as a central and fundamental obligation to establish a public education system. (2) The awareness of the obligations to respond as an organization along with the board of education and teachers to fulfill the duty to ensure safety and knowing the responsibilities of public school teachers and boards of education. (3) The apprehension of the need to foresee tangible risks from individual standpoints and the ability to take specific necessary measures while responding through an organizational system.

* School Education